

質問に対する回答

東京労働局

件名 「令和 8 年度東京労働局及び局内各署所における文書保管業務委託（単価契約）」
に係る質問の回答について

本件仕様書に係る質問について、以下のとおり回答いたします。

1 令和 8 年度以降の廃棄につきましては、全て令和 8 年度受託業者にて廃棄を実施する認識で相違ないでしょうか。

(回答) 仕様書にある廃棄の予定数量 47,520 箱のうち、令和 8 年度で廃棄できなかった数量については、令和 9 年度の契約業者に廃棄を行っていただくことを予定しております。但し、仕様書に記載のある通り、令和 8 年度中に最低 20,000 箱以上の廃棄を実施していただくことになります。

<担当>

〒102-8305

千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14 階

東京労働局総務部会計課用度係 野村

連絡先：03-3512-1607